

日隆聖人所用の現存御書写本について

株 橋 日 涌

宗祖日蓮聖人滅後百二・三十年頃、中古天台の本覚思想の浸潤によって、宗祖の本懐たる宗義が漸く顧みられなくなったその当時、存・道・隆三師の宗義復興の正統教学が、いくばくの宗祖の御書を採用し、いづれの御書を中心として築きあげられたかを知ることが、宗学を研究する者にとっては、まことに重要な事柄であり、また興味ある問題である。

この意味において隆師の用いられた御書およびその御書の内容を検討するには、隆師の著述中より引用御書を抽出して、みることに、隆師の文段を付せられた御書、隆師所用の現存御書写本ならびに諸御書立所・三大部諸御書出所等にあげられている御書名を調査研究してみなければならぬ。これらは宗学成立上の最も底辺の基礎工事である。この基礎工事は地道な仕事であつて極めて労作を要する難事である。しかしこの難工事を経てはじめて宗学の由つてきたれる根源を知ることができるのである。

今その第一歩としてここに隆師所用の現存御書写本をあげて若干説明を加へる次第である。

頭師(西山) (二八世)が御聖教目録(本興寺) (所藏)にあげている現存御書写本数は、存師写開目抄上下二帖、道師写開目抄上卷一

日隆聖人所用の現存御書写本について

日隆聖人所用の現存御書写本について

帖、隆師写諸御書十二帖、登師写一帖、智本師一帖、以上合計十七帖、それに本能寺藏隆師写一帖で総計十八帖となっている。しかし今この調帖にかかわらず私見によつて写本御書をあげてゆこう。

一、開目抄 上下

○身延久遠寺

定九八(五三五)
(七四七)

存師親写

この写本は「天台玄義八云薩者梵語、此翻妙也等^云」で上巻が畢り、次の「付法藏第十五」^云以下をもつて下巻とする点は縮遺に異っている。終りは

開目抄下

私云文永九年二月 日

日存之

応永廿三年七月十七日書之畢

とある。全文の大半が楷書に行草が混合して漢文体の文には鄭重に返り点が付せられているから大へん読み易いものである。なお奥書に

永正八曆辛未六月廿四日 從慶林院請取申

本興寺日定花押

本興寺常住

此者從日与上人日增上人御使僧 日盛^{ニテ}へ御伝^云

とある。

(註) 存師が書写された応永廿三年は祖滅一三五年、存師の四八歳の時で同師入滅五年前である。

なお奥書によればこの存師親写の開目抄二巻は日与上人より日盛上人へ、更に日定上人へ譲られたものである。今日現存する開目抄写本中においてこの存師者の如き上下二巻揃っている完本は最古写本で、まことに珍重すべきものである。該写本昭和四十年五月、本能寺より凸版印刷にて刊行されている。

二、開目抄 上巻

道師写本

この道師本は上巻のみ存し、これ存師本の上巻よりも後文の「但法慧等の大菩薩のみ互に來会せり」で畢つてい
ること、また縮遺に異っている。奥書は

開目抄上巻

南無妙法蓮華經日蓮大菩薩門人 精進坊 日善花押

応永十六年霜月四日夜半書写畢

とある。故に該本は下巻を欠いてはいるが、開目抄写本中の最古のものである。

(註) 応永十六年は祖滅二二八年、道師の二七歳の時、当時道師は日善と称していた。

三、観心本尊得意抄

縮定一九九(二二一九)親写

表紙に題号、その左下方に「日立之」とあり、題号の右方に晩年の加筆にて

高祖御修行迹門事 大綱綱目事

とあり、奥書に

干時応永十六年三月一日書之畢 日立之

日隆聖人所用の現存御書写本について

日隆聖人所用の現存御書写本について

と。他の写本の署名が「日隆」とあるのに異って、この写本のみ「日立」とある。

(註) 応永十六年は祖滅二二八年、隆師御歳二五。当時存師は日選、道師は日善、隆師は日立と称していた。しかし隆師は台学を修習する場合、「深円」の私称を用いていた。

四、慈覚大師御書

◎中山法華経寺

縮定三六一(二七四一) 親写
二九四〇)

(註) この写本の筆蹟は次上の「観心本尊得意抄」、次下の「同地獄抄」の写本の書体と全く同じでなかなか達筆である。故にこれらの写本は同年代の書写と思はれる。

五、同地獄抄 崇峻天皇御書の一部

○身延山久遠寺

縮定二六二(二三九〇) 親写
二六三九)

この写本は頭師修覆の御書中に入っているも、同師記の「御聖教目録」中には短篇の故か、その名が見落されている。

表紙題名(隆師自筆)の右下方に自筆にて「法華経肝心不軽品事」、左下端に「日隆」とある。入文は前言の如く前出の「本尊得意抄」・「慈覚大師御書」の写本と同筆蹟である。該本は「崇峻天皇御書」中のほんの一部で、わづか一紙半の短篇に過ぎない。崇峻天皇御書の中程の一部と終りの一部とを記すもの、即ち「又殿ノ御父母ノ事」(縮定一三九四)より「湯ニ水ヲ入ルガ如クコソ候ハンズレ」(同上)までと、「仏法ト申候ハ是ニテ候ゾ」(縮定一三九七)より最後までを記したものであるが、「又殿ノ御父母ノ事」の前文に珍らしく定本・縮遺にもない左の文章が記載されている。

御経方便品寿量品進候

法華経ハ八万法藏ノ肝心十二部経之眼目ナリ。一字ノ功德ハ日月ノ光ニモコヘ、一句ノ威徳ハ梵帝ニモ勝タリ。
漢高カ三尺ノ劔モ一字ノ智劔ニハ不及、張良カ一卷ノ書モ一句ノ文ヲ不越

なお縮遺・定本の日附・宛名が

建治三年丁丑九月十一日 日蓮花押

四条左衛門尉御返事

となつてゐるの相違して、本書は

弘安五年九月十一日

四条中務左衛門尉殿

と記してある。「弘安五年」は伝写中の誤であらう。

六、中務殿御書 怨嫉大陣既破事

○身延山久遠寺

表紙の左端上方に「九月十五日」、その下方に「日隆之」とある。

縮定三四〇
二七六五
二七八九
親写

七、自佐渡国人々御中御抄

但し「法華行者植難事」の追申である

◎中山法華経寺

日隆聖人所用の現存御書写本について

縮定一四〇
二〇七九
二〇三六
親写

日隆聖人所用の現存御書写本について

この写本は「松野殿女房抄」・「波木井殿抄」と共一帖で、その表紙には

自佐渡国人々御中御抄 三大秘法事

外松野殿女房御返事 日蓮大士止観修行事

日隆

とある。

八、千日尼御前御抄

この御書は実は「国府尼御前御書」である。

◎佐渡妙宣寺

表紙と奥との左下端に「日隆」と記する。この写本の終りの「千日尼御前抄」と記されているのは、当時既に国府尼と千日尼とが混同されて誤伝されていたからである。

なぜ兩人が混同誤伝されたかといへば浅井要麟氏の説(昭和重修遺文解題)によればこうである。「国府入道殿御返事」

(定九一三)及び今の「国府尼御前御書」の宛名が真蹟には「この入道」及び「この尼御前」と仮名書きになっ

ている。「この」は国府こくふであつて佐渡のある地名であつて、この国府こくふに住んでいた信者夫婦である。阿仏房夫妻

もこの国府に住んで昵懇の間柄であつた。「千日尼御前返事」の宛名が「佐渡国府阿仏房尼御前」(定一五四七)となつ

ているから阿仏房夫妻も国府に住んでいたから、「このの尼」と「千日尼」とが混同されたのであるが、全

く別人である。その証は今の国府尼御前御書の袖書に

阿仏御房の尼ごぜんよりぜに三百文、同心なれば此文を二人してよませてきこしめせ

定一八二(一〇六二) 縮
二二五二) 親写

とある。(以上浅井説)

この故にこの写本最後に記された「千日尼御前抄」は誤りで、真蹟は「さどの国のこの尼御前」である。

九、松野殿女房御返事

前言した如く、表紙には

自佐渡国人々御中御抄 三大秘法事

外松野殿女房御返事 日蓮大士止観修行事

日隆

とある。

此の写本の奥は、

六月廿日

日蓮御在判

松野殿女子御返事

とあって、完本・縮遺の

弘安二年己卯六月二十日

日蓮花押

松野殿女房御返事

とあるに異なる。

(註) 謄写本の筆蹟は老練なる草書体であって、慈覚大師御書・同地獄抄等の写本の筆蹟よりも後年かと思はれる。

日隆聖人所用の現存御書写本について

定三三六(一六五二)
縮二八五八(一) 親写

日隆聖人所用の現存御書写本について

一〇、月水抄

定三四(二八六) 縮(四七七) 親写

表紙題号の下方、やや右よりに「建治元年十二月十一日之作」とあり、これ縮遺などの、文永元年四月十七日の記年と異なる。なお題号の右方に自らの老筆にて

広略要事 方便寿量品一経要品事

薬王品方便寿量品流通事 随方毘尼戒事

念仏題目不同事 以逆縁得勝利事

とあり、左の方には

以法華経為浄土修因事 念仏所開法華経能開事

とあり、左下端に「日隆之」とある。また奥の左下端にも「日隆之一校畢」とある。

一一、強仁上人御返事

定二〇〇(一一二二) 縮(二三三四) 親写

◎京都妙頭寺

此の分のみ京都本能寺に蔵する。表紙題号の下方右に「慈覚謗法事」とあり、左下端に「日隆之」とある。この写本には本能寺廿六世日仁(兩山四〇世)の奥書がある。これによれば該写本古来同寺の塔頭であつたもので、享保十年(祖滅四四四)十一月十七日に塔頭光承院より寄附せしめて寺宝としたといふのである。

一二、南条七郎殿御書 慰勞書

定三八(三一九) 縮(五一六) 親写

◎若狭長源寺 外六ヶ所 △日興写本北山本門寺

表紙題号の右肩に「上野殿抄歟」とあり、題号下方左右に

尺尊三徳有縁事

不書口得道難有事

三五下種退者謗法事

とあり、なお左方下端に「日隆」とある。

奥には「弘安元年十二月十三日 日蓮在判 南条七郎殿」

とあつて、「弘安元年」は定本・縮遺とも「文永元年」とあるに異る。

(註) 該写本の筆蹟を拝すれば月水抄筆写と同時頃であらう。

一三、富木入道御書

外表紙中央に頭師の筆にて「富木入道殿 智本御筆」とあり、内表紙右上方に

定九三(五一六)
縮(七〇二)

智本写

自佐渡国遣常忍御房状

稟権出界抄

とある。しかし稟権出界抄の本文はなく、ただ富木入道殿御書の本文のみ記されている。その奥書に御筆正本ハ下総中山安世院所持也。於甲斐国久速安国山立正寺北面(?)書之。無双秘書也。

文安三年丙寅九月廿二日 智本 一校之

と記されている。智本師が甲斐国久速の立正寺において筆写したもので、当時御真蹟が中山に存していたものと思はれる。現在の定本・縮遺には記載がないが、この写本によれば「文永八年十一月廿三日 日蓮花押」と「小僧達少々還候」^三の端書との間に

日隆聖人所用の現存御書写本について

日隆聖人所用の現存御書写本について

自佐渡国遣常忍御房

の九字が入っているから、もと御真蹟にこの九字が存していたのであろうか。それ故にこの富木書を表紙の標題に「自佐渡国遣常忍御房状」と掲げられたものであろう。

(註) 智本師は隆師門下の常住院日学上人のことといはれている。同師は隆師に劣らぬ能筆で、隆師の二十数年間の著作の折には時々処々、淨字・引証等をもってその大事業を助成せられたと伝えられている。この写本などは巧妙熟練の筆蹟で恍惚たらめるものがある。文安三年は祖滅一六五年、隆師が六二歳の時で、御聖教述作の真最中であるから、そのために隆師が智本師を甲斐の安国山立正寺まで遣はされたのではなからうか。

一四、祈祷経送状

定一一五 (六八八)
縮 (九一四) 登師写

表紙左下端に「日登」と記し、巻末には単に「五月廿八日」の日付のみで、年号も宛名なきは、縮遺・定本の

文永十年癸酉正月廿八日

最蓮房御返事

とあるに異る。

(註) この登師筆の写本はなかなか達筆で草書ながら書体正確であり、而も奔放に連筆されていて垂誕をもよほす程のものである。

一五、有智弘正法事 四条金吾殿御返事

定二二八 (二二五六)
縮 (二五一七) 他筆

表紙題号の右下に隆師の自筆にて「決定業転事」と、左下端に「日隆之」と記されている。

(註) 本文は大へん読み易い楷行書に片仮名の入っているもの、次の松野御書の書体と酷似している。恐らく隆師の自筆ではなからう。

一六、松野御書 松野殿御返事

定二七四 (一四四一)
縮二六九九 (一六九九) 他筆

◎大阪清風寺、断篇京都本能寺

外表紙題名の右下に「無月」、左方端に「二月十三日」、同下端に「日隆之」とあり、内表紙には単に「松野抄」とのみある。

一七、三大秘法抄 三大秘法京承事
報大田氏書

定四〇三 (一八六二)
縮二〇五二 (一〇五二) 他筆

△日親写本 京都本法寺

表紙は「大田金吾殿御返事」と書かれているのを墨線にて抹消し、その下方に隆師の老筆にて

三大秘法抄

此御抄大ニ不審也

とあり、その左下端に「日隆」とある。

定本は京都本法寺蔵の日親写本によつたものらしいが、隆師所持のこの写本はそれよりも古いもの、三秘抄の現存写本ではこれが最古本である。この御抄の真蹟は現存せず、古来真・偽・未決の異論があるだけに、この写本の原本となつたものが何処に存していたものか、甚だ興味ある問題である。隆師はここに「此御抄大不審也」とあるが如く真偽未決論者であつた。真偽未決の理由は弘経抄八(隆全一)に明されている、往見。

一八、四条金吾殿御返事 殿岡事

定三八四 (二七九九)
縮二九八五 (二九八五) 他筆

(注) 三大秘法抄写本と同一人の筆か

日隆聖人所用の現存御書写本について

日隆聖人所用の現存御書写本について

一九、波木井三郎殿御返事

△日興写本 北山本門寺蔵

表紙題号右方端に隆歸自筆にて

勅持三類事 提婆達多事

とあり、その左方下端に「日隆之」とある。なお巻末の奥に

文永十年八月三日 在御判

波木井三郎殿御返事 佐土国御年五十二

とあって、その左方に隆師若年の自筆にて「日隆之」とある。

縮定二二七(七四五)
(九八〇) 他筆

二〇、顕立正意(A)

縮定一五六(八四〇)
(一〇七三) 他筆

二一、顕立正意抄(B)

他筆

△日春写本 沼津光長寺蔵

顕立正意抄写本に二ある。題号は一が顕立正意の四字、他は抄の字があつて五字である。いずれも他筆であるが筆者が別人らしく筆蹟が異っている。

(B)の表紙題号の右方に隆師の自筆にて「不信者墮獄事」とあり、左下端に「日隆」と記されている。

二三、日眼女御書

○身延山久遠寺

定三二七 (一六二三)
縮二八三〇 (一八三〇) 他筆

二三、本尊供養御書

この写本と次の南条七郎殿御返事・高祖御難抄・南条大郎大夫御返事・上野殿御返事の写本と五部にて共一帖となつていたので、外表紙にはこれら五部の題名は隆師の自筆にて記されており、この本尊供養御書写本の内表紙に「建治、上野殿御返事」とあるを消し、左端に小さく「本尊供養御書」と記してある。

定三三四 (一二七六)
縮一五三三 (一五三三) 他筆

二四、南条七郎殿御返事

◎断篇富士大石寺 △日興写本 同上

定一八五 (二〇七八)
縮二五九二 (二五九二) 他筆

この写本終りの「遂中」の二字は、定本には「追申」、縮遺にはこれなし。而もこの写本には「遂申」の前に

建治元年七月二日 日蓮 在御判

南条殿 御返事

とあるも、定本・縮遺とも月日(建治元年の四字なく)、署名・宛名は「追申」の後に記してある。

二五、高祖御難抄 檀越某御返事

定二八三 (二四九三)
縮二七一八 (二七一八) 他筆

◎中山法華経寺

この写本は上の南条書の遂申文の一行置きにしてつづいて書かれている。

日隆聖人所用の現存御書写本について

日隆聖人所用の現存御書写本について

二六、南条大郎大夫御返事 春初御消息

縮定四二六(一九〇七)
二〇九三() 他 筆

定本・縮遺の最初に出ている「ははき殿かきて候事よろこびりて候」の文を、この写本では終りの「正月廿日 日蓮在御判御返事」の後に記されている。なお該写本は定・縮になき「一紙ニ申事ヲソレイリテ候。返々ハハキ殿一ニヨミキカセマイラセ給へ」の文を最初に出している。而も「正月廿日」の上にななめ書きにしてある「建治四年」と記すること、定本・縮遺の「弘安五年」の系年に異なる。

二七、上野殿御返事 塩一駄与南条氏書

縮定三〇六(二五七一)
二五四九() 他 筆

△日興写本 北山本門寺

終りの「九月十九日」と記せる上に「弘安元年」のななめ書あり、上の南条書・春初御書、次の上野書と共にこの御書の日付の上の斜書は後日の書入れと思はれる。

二八、上野殿御返事 報南条氏書

縮定二四六(二三〇五)
二五四九() 他 筆

◎富士大石寺、断篇京都寂光寺 △日興筆富士大石寺

奥の「五月十五日」と記する上に「建治三年」の書入れあり。

二九、物忘御書 忘持経事

縮定二二二(一一五〇)
二三八四() 他 筆

◎中山法華経寺

外表紙には頭師筆にて「物忘御書 隆師御自筆」とあるが、本文は隆師の御自筆ではない。入文最初の書名は

「物忘ル者事」とある。

(備考) 以上の

○—真蹟現存 ○—真蹟會存 △—古写本現存

親写—隆師書写 他筆—他師筆写

以上二十九部の御書写本の中、強仁上人御返事写本のみ京都本能寺に蔵し、他の二十八部は尼崎本興寺に蔵するものである。今これらの写本を拝見するに、本文に使用されている仮名はすべて片仮名であつて、平仮名は一切使用されていない。これはやはり当時においては正式の書類とか尊重すべき文章はすべて男手おんてなる「カタカナ」を使用し、女手おんなてなる「ひらかな」は使用しなかつたと思われるのである。

さてこの二十九部の中、顕師は存・道・登・智本の四師筆写のほかはすべて隆師親写とされているが、小衾の見るところは

存師親写	一部	道師親写	一部
隆師親写	十部	智本師筆写	一部
登師筆写	一部	他筆	十五部

である。しかし隆師親写とせる中にも実は他筆があるかも知れないし、他筆の中にも隆師親写があるかも知れない。もしありとすればこれ小衾の短見のいたすところであるから、御慈誨をねがう次第である。

以上の写本御書において真蹟の現存しているものは、その真蹟によつて訂正しなくてはならないのは当然である。また隆師所用のものより更に古い写本があれば、それと校合すべき要がある。その反対に定本や縮遺に真蹟・古写本の掲載されていないもので、隆師以後の写本によるものがあれば、それはこの隆師所用の写本と比較調査してみなけ

日隆聖人所用の現存御書写本について

日隆聖人所用の現存御書写本について

ればならない。そうすることは両者間の文章の上に過不足・出入・前後が発見できよう。その上にて更にその内容について研究を要する。この意味において隆師所用の現存の御書写本は、また祖書学上の好資料たり得ることを信ずるのである。

ところで二十九部の写本御書の中に開目抄・顕立正意抄の如き重本があるから、これを除けば二十七部の御書数となる。この二十七部の中隆師が文段を科せられているものは開目抄のみである。因みに煩しいが隆師が文段を施されている御書名は

大田抄・治病抄・十章抄・立正観抄(以上一巻)、開目抄・報恩抄(以上一巻)、法華取要抄・本尊問答抄・守護国家論・法華

題目抄・一代大意抄(以上一巻)、末法行者位抄・当体義抄・如説修行抄・血脈抄(以上一巻)、観心本尊抄(以上一巻)

の五卷十七抄(本尊抄文段のみ隆師代筆)であるが、開目抄はすでに上の掲載写本御書中に存するから十六抄として上の写本御書の二十七抄を合計すれば四十三部となる。このほか隆師著作中の引用御書等をあぐれば、数十抄以上存する。大平宏竜師の言にしたがへば、御文段書・今の現存御書と隆師聖教中引用の御書および諸御書立所・三大部御書出所等にとりあげられている御書等、すべてを綿密なる調査によつて得た隆師使用の御書が百十二篇であるということである。存・道・隆三師当時の御書印刷の全然なかつた時代において、かくも多くの御書を四方に追求されたということはまことに至難事があつたであろう。しかるによくこれを涉猟研鑽されてはじめて、あの偉大なる本地教学を成立せしめられたかを思へば、忝くて感激に堪えないところである。

この百十二篇の御書中、その写本が現存せるものは重本を入れてわずか二十九部だとすれば、その他大部分の御書は全部所有されたとは思わないが、一体何処に散逸してしまつたものか、全く不思議であると同時に惜恨に堪えない次第である。以上の紹介と私論とが教学を志す人々の何かの参考になれば幸甚である。